

以下は、これまでの委員会及び分科会の意見を各議事要旨から抜粋したものである。

1 広報・PR(教育を含む。)について

第1回委員会

長期的には、工学系の教育に法務関係の教育を合わせることも非常に重要であろう。文系と理系が完全に分離している教育が競争力を弱くしているように思われるので、今後、人材養成のなかで法務系あるいは社会科学系の教育をうまく組み入れるとともに、協力関係のネットワークを作るシステムがあれば、裁判所に来る前段階でもう少し適切な対応ができるのではないかと。この委員会が、教育、人材養成を含めたメッセージ性のある活動をできれば意義深いのではないかと。思う。

第3回委員会及び第3回分科会

書面に関する問題点に関しては、教育が非常に重要であり、この点に関する講習会を開催する必要があると思う。その際、インターネットを利用することも考えられる。

第4回分科会

将来的には、一級建築士でフォローできない部分の補強のための人材育成が必要となってくると考えられる。我が国でもアメリカのサイエンティフィック・ローヤーのような制度は考えられないか。

第5回分科会

今は建築業界全体が教育と資格の在り方に関し、全般的な検討を行おうとしている段階であるので、建築司法に関する教育との関係でも、まずは、司法支援建築会議を充実させていくべきではないか。

第4回委員会及び第6回分科会

確かに施工業者等に対しあるべき実務慣行をとってもらうようにさせることは重要と考えられるが、それを実現するためには、PRないし広報という視点が大切であろう。

一般消費者に対する教育というのはかなり難しいと思われる。初等や中等教育に盛り込んで意識を高めるという考えもあるが、やはり実現可能性を視野に入れて考えなければならない。むしろ、消費者サイドに立ちその意思を汲み取りながら権利を守っていくという、コンサルタント制度のようなもの(例えば保険業者が代行することも考えられる。)を考えない限り、リスク回避をすることは困難ではないか。

契約書や設計図書がないにもかかわらず工事を行ってしまうこと自体が問題である。このような社会システムを改善していくためには、一般消費者に対するというよりも、むしろ建築専門家側の教育、それを通じた建築界のレベルアップが重要であると考えられる。

2 アドバイザー制度

第1回委員会

注文者にも様々な人がいるが、個人の住宅の場合には、契約書等の文書をろくに読まないという人も少なくないのではないかと考える。このような実情を考えると、文書を更に整備して、紛争が起こったときにこれを盾にするというわけにもいかないだろう。国際的なコンペであればともかく、建築にそれほど関心のない一般の人との関係でも内容はズレのないようにする実効性のある仕組みを実現することがむしろ重要ではないか。ユーザーに対し分かる言葉で語りかけることができ初めて、未然に紛争の種を減らすことができると思う。

国際化については、建築の場合は気候風土などの違いに応じて国によって様々であり、世界と接するインターフェースを整備する必要があるだろうが、あまり国際性を強調せず、国内は別のシステムを作る必要があるのではないかと考える。

第3回委員会及び第3回分科会

裁判を行うときには、裁判官や検察官などの専門家がいて、当事者には弁護士が付いている。建築契約に関しても、当事者双方に建築の専門家がアドバイザーとして付く制度を作ってはどうか。一定の対価を支払えば、相手側に本人の意思を伝えたり、契約を代行したりする制度を作ることも考えるべきである。施主が大きな組織であるならば、そのような事例があると思うが、戸建て住宅の場合であると、そのような制度は今のところ存在しない。保険会社が代行することも考えられるのではないか。

第4回委員会及び第6回分科会

住宅に関して言えば、一生に一度あるかないかの問題で、その1回のために初等教育に建築の問題を組み込むというのはやはり難しいのではないか。その場合にはむしろ建築専門家側がサポートをするというシステムを作る方がよい。教育というよりアドバイザーなりコンサルタントといった問題である。